

第1章 患者中心の医療体制の充実

第1節 都民の視点に立った医療情報の提供

- 東京都医療機関案内サービス“ひまわり”や東京都薬局機能情報提供システム“t-薬局いんぷお”により、都民の適切な医療サービスの選択を支援するとともに、地域の医療連携を支援するための情報提供を行います。
- 医薬品・医療機器に関する安全情報や薬局の機能情報を都民へ分かりやすく提供する環境を整備し、医薬品等の安全かつ適正な使用を確保します。
- 「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」や「東京都こども医療ガイド」等を積極的に活用し、医療情報に関する理解を促進する取組を進めます。

現状と課題

1 “ひまわり”や“t-薬局いんぷお”による情報提供の実施

- 都は、平成5年度に、電話やファクシミリによる保健医療福祉相談と医療機関案内を開始し、平成15年度に東京都医療機関案内サービス“ひまわり”（以下「“ひまわり”」という。）として、インターネットによる医療機関の情報提供を開始しています。平成23年度の保健医療福祉相談は60,559件、インターネットアクセス数は1,228,626件でした。
- 平成20年度からは、“ひまわり”を医療機能情報提供制度¹に対応するシステムに改修し、併せて脳卒中、糖尿病、認知症など、都独自の情報項目を追加するなど情報を充実し、都民の医療機関選択や医療機関による病病連携や病診連携の強化を支援しています。
- 都が平成23年に行った「保健医療に関する世論調査」によると、「保健・医療に関する情報が自分にとって足りている」と答えた人は53%で、前回（18年）より16ポイント増えました。保健・医療情報をインターネットから得ている人は32.8%で、前回より倍増していました。
- また、医療機関を受診する際の情報入手先や相談窓口、医療に関する情報を得るための公

¹ 医療機能情報提供制度（医療情報ネット）：医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報（医療機能情報）について、病院等に都道府県への報告を義務付け、都道府県がその情報を集約し、分かりやすく住民に提供する制度。平成19年4月から施行

的な情報源として知っているものを聞いたところ、“ひまわり”は、前回より6ポイント増えてはいるものの、18.1%にとどまりました。

- 医療提供施設である薬局についても、平成17年6月から東京都薬局機能情報提供システム“t-薬局いんぷお”を用いて情報提供を行っており、平成21年9月には、携帯サイトを公開するなどシステムを改修しました。
平成23年度のアクセス数は、75,639件となっています。

2 医療制度や医療情報に関する都民への理解

- 都では、都民（患者・家族等）が医療に関する情報を正しく理解し、活用できるように支援するため、平成18年に「医療情報に関する理解を促進する会」を設置し、適切な受療行動の促進につなげるために必要な情報を入手する際の参考として、「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」（以下「情報ナビ」という。）を作成しました。
- 医療情報の理解を促進するためには、都民（患者・家族等）に医療に関する情報の理解を促す機会のある行政機関や医療提供施設などの医療・福祉関係職員が、適時適切に都民への説明・助言を行うことが必要です。そこで、「情報ナビ」を活用したより効果的な説明の方法や医療に関する理解を広げるための人材研修を実施しています。
- また、住民に身近な区市町村や医療提供施設、地区医師会が開催する、健診や健康講座等の際に、都民が医療制度への理解を深め、医療従事者と信頼関係のもと適切な受療行動が取れるような学習機会を提供するための支援を行っています。
- このほか、「東京都子ども医療ガイド」により、病気やケガの対処法や子育てアドバイスなど、家庭向けの医学書やガイドと同様の一般的な知識について、インターネットで提供しています。
- 都の保健医療に関する世論調査では、80%が体の不調時に最初に受診する医療機関が「かかりつけ医」と回答しており、その65%は「近くの医院・診療所」をかかりつけ医療機関としていました。

3 国の医療計画作成指針において示された医療機関名称等の公表

- 都では、疾病・事業のそれぞれの医療機能を担う医療機関の名称を東京都福祉保健局のホームページに一覧にして掲載するとともに、必要に応じて適宜更新するなど、都民や患者に分かりやすく情報提供しています。
- また、国指針において示された現状を把握するための指標（必須指標・推奨指標）については、「第3部資料編 第2章各種基礎データ」に掲載しています。

施策の方向

1 “ひまわり” や “t-薬局いんぷお” による適切な医療機関・薬局の選択と医療連携支援

- “ひまわり” が利用しやすいものになるように、都民や医療従事者の意見を踏まえ、操作方法やシステム改善等に取り組みます。
- 医療情報の情報源として、“ひまわり” が都民（患者・家族等）や医療従事者により一層活用されるよう、各種メディアを活用した広報を推進します。
- “t-薬局いんぷお” を活用し、医療提供施設としての「薬局」の特徴や機能情報を都民に分かりやすく提供します。また、事業者への監視指導等を通じ、都民に対する、医薬品や医療機器の適切な情報提供を指導・推進します。

2 「情報ナビ」等による医療の仕組みなどに対する理解の一層の促進

- 子育て世代や高齢者など受療機会の多い世代を中心に「情報ナビ」や「東京都こども医療ガイド」等を活用して医療の仕組みなどに対する理解の促進に取り組みます。また、都民にとって最も身近な区市町村・医師会等を拠点に、各種講座開催等を通じた普及啓発を進めます。
- 都民（患者・家族等）に医療に関する情報の理解を促す機会のある区市町村や医療機関等の関係職員を対象とした研修会を開催し、都民からの相談に応じ、適切な医療につなげることのできる人材を養成します。

取組のポイント

- “ひまわり” や “t-薬局いんぷお” の利便性向上と活用促進
- 「医療情報ナビ」活用等による都民の理解促進